

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

序 文

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、最良のコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、取締役会決議に基づき、本基本方針を制定した。今後、本基本方針を改訂した場合には、適時適切にその内容を公表する。

第1章 総 則

(コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方)

第1条 当社は、企業の社会的責任を深く自覚し、企業価値の向上を目指すとともに、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組む。

2. 当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、法令順守の徹底、経営の効率化とともに、経営の透明性を確保することによって、実効性の高いコーポレート・ガバナンスを実現することが重要であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 独立社外取締役が中心的な役割を行う仕組み（取締役会の構成、指名報酬諮問委員会の設置等）を構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実効化する。
- (5) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第2条 当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会関連の日程の適切な設定に努め、定時株主総

会の招集通知を株主総会日の3週間前までに発送するとともに、発送後直ちにホームページに当該招集通知を開示する。

2. 当社は、議決権電子行使プラットフォームを利用するなど、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することのできる環境の整備に努める。

(株式の政策保有)

第3条 当社は、上場株式を新規に政策保有する場合、もしくは既に政策保有している場合については、事業戦略、取引関係、業務提携または協働ビジネスの展開などを総合的に勘案し、将来の見通しならびに中長期的な観点から資本コストに見合うリターンやリスクであるか、当社グループの企業価値の向上に資するかを検証し、確認した上で新規保有や継続保有を判断する。

2. 当社は、政策保有株式が当社の企業価値の向上に資しないと判断される場合、保有の継続に経済合理性が乏しい場合、当該企業が法令違反や反社会的行為等の社会的に影響の大きい不祥事を起こした場合、株主価値を毀損する可能性のある議案が付議された場合は、当該政策保有株式の譲渡損益等を勘案し、当該企業と対話のうえ、適切な時期に保有株式の縮減を行う。
3. 当社は、政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、当該企業の業績の推移、株主還元方針および株主還元性向等を踏まえ、中長期的な視点で当社の企業価値向上につながるか、または当社の企業価値を毀損させるものではないかを判断して、適切に議決権を行使する。
4. 当社は、政策保有株主からその株式の売却等の意向が示された場合には、売却等を妨げない。
5. 当社は、政策保有株主との間で、会社や株主の共同の利益を害するような取引を行わない。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

(経営理念)

第4条 当社は、「より多くの人に証券投資を通じ より豊かな生活を提供する」を経営理念とし、お客様から信頼され、選ばれる存在であり続けるために、企業規模ではなく、お客様に提供する価値の大きさを評価される企業を目指す。

(倫理基準・行動準則)

≡ アイザワ証券グループ

第5条 当社は、全ての役職員が企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するために倫理規程および倫理綱領を策定する。また、全ての役職員が「経営理念」「経営姿勢」「行動指針」の共通原則を常時認識し、共有することに努める。

(関連当事者取引の管理)

第6条 当社は、役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社および株主共同の利益等を害することがないように、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとする。

(社会・環境問題との関わり)

第7条 当社は、社会・環境問題を含むサステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に的確に対処するとともに、全役職員が積極的・能動的に取り組むよう体制の構築に努める。

(多様性の確保)

第8条 当社は、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針を定め、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保に努める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示と透明性の確保)

第9条 当社は、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが不可欠であると認識し、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報（非財務情報も含む）については、積極的に開示を行う。

2. 当社は会計監査人の適正な監査のため、十分な監査時間、会計監査人と代表取締役をはじめ取締役および経営陣幹部との面談ならびに監査等委員会、内部監査部門、独立社外取締役との連携等を確保する。

第5章 取締役会・監査等委員会の責務等

第1節 取締役会・監査等委員会等の役割・責務

(取締役会・監査等委員会等の役割・責務)

第10条 取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた経営戦略や経営計画等について、社外取締役を交えた自由な意見交換のもとで議論し、当社の方向性を示す。

2. 取締役会は、法令、定款に定められた事項や、経営計画、執行役員等経営陣幹部の選解任、組織変更、多額の資産の取得・処分等、取締役会規程に定められた業務執行に関する重要事項を決定する。また、取締役会は、取締役会で意思決定すべき事項について具体的な付議・報告基準を定めるとともに、個別の業務執行に関する業務分掌・職務権限を社内規程に基づき決定する。
3. 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、外部会計監査人、内部監査部門等と連携し、独立した客観的な立場において監査を行い、また、監査等委員および監査等委員会は重要な会議に出席し、意見を述べるなどして経営監視の強化に努める。

(独立社外取締役の役割等)

第11条 独立社外取締役の主な役割は、以下のとおりとする。

- (1) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点からの助言を行うこと
- (2) 経営陣幹部の選解任他取締役会の重要な意思決定を通じ、経営を監督すること
- (3) 当社と関連当事者との間の利益相反を監督すること
- (4) 独立した客観的な立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

第2節 取締役会等の有効性

(取締役会の構成)

第12条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役の員数は4名以内とし、そのうち過半数は社外取締役とする。
3. 当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）のうち3分の1以上は独立社外取締役とする。

≡ アイザワ証券グループ

(指名報酬諮問委員会の設置)

- 第13条 当社は、取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）の指名および解任等ならびに取締役の報酬の決定過程における公正性および客観性を担保し、もって当社の適切な経営体制の構築に資するため、取締役会の諮問機関として指名報酬諮問委員会を置く。
2. 指名報酬諮問委員会の委員は、取締役から取締役会が選定する。
 3. 指名報酬諮問委員会は、委員3名以上で構成する。なお、委員の過半数は独立社外取締役でなければならない。

(取締役等の指名方針・手続き)

- 第14条 当社は、豊富な経験を有し、金融・経済に幅広い知見を持ち、人格に優れ、遵法意識が高く、当社の経営方針を理解している人材を取締役候補および執行役員として指名・選任する。
2. 当社は、取締役会の構成に当たり、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成する。
 3. 当社は、監査等委員会の構成に当たり、監査等委員のうち少なくとも1名は、財務・会計に関する適切な知見を有するものとし、監査等委員会として法務・財務・会計等の専門分野に関する知見、金融商品取引業ならびにそのコンプライアンスに関する知識等のバランスを考慮し、適材である人物を監査等委員候補として指名する。
 4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、指名報酬諮問委員会の諮問を経て、監査等委員会での協議後、取締役会の決議により決定する。
 5. 監査等委員である取締役候補者は、取締役会の決議により決定する。なお、監査等委員である取締役候補者の指名は、監査等委員会の同意を得る。
 6. 執行役員は、取締役または執行役員が推薦し、取締役会の決議により選任する。

(後継者の育成計画)

- 第15条 取締役会は、後継者の育成計画を作成し、指名報酬諮問委員会の答申を踏まえ、適切な監督を行う。

(取締役の責務)

- 第16条 取締役は、その役割・責務を適切に果たすために、関連する法令、社内規程等を理解するとともに、当社の財務状態、業界動向等の経営に関する十分な情報を収集し、研鑽に努める。
2. 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、

取締役としての職務を遂行する。

(取締役の支援体制)

第17条 当社は、取締役がその役割・責務を適切に果たすために必要となる情報や資料の提供を行うとともに、業務遂行のための補助スタッフを置くなど支援体制を整備する。

(取締役会の分析・評価)

第18条 取締役会は、取締役会の実効性の向上のため、毎年、取締役による自己評価等の方法により、取締役会の実効性の分析・評価を行う。

第3節 報酬制度

(取締役等の報酬等)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、指名報酬諮問委員会の諮問を経て、監査等委員会での協議後、取締役会において決定する。

2. 監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議において決定する。
3. 執行役員の報酬等は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に準じて処遇する。

(持続的な成長に向けたインセンティブ)

第20条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）ならびに執行役員の報酬等について、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、報酬形態、報酬水準、インセンティブについて検討し、定期的に見直しを行う。

第6章 株主との対話

(株主との対話)

第21条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、合理的な範囲で株主との面談に臨むなど、建設的な対話の促進に努め、株主の意見や要望を適切に経営に反映させるよう努める。

2. 当社は、株主との建設的な対話を促進するため、IR担当取締役を定めるとともに、経営企画部をIR担当部署として社内各部署が有機的に連携し、株主との対話に

必要な情報の収集と対応を行う。

3. IR 担当取締役は株主との対話を通して得られた株主の意見等について取締役会等で報告し、情報の共有を行う。
4. 当社は、株主との対話に際して、社内規程に則り、インサイダー情報の管理を徹底する。

附 則

(改 廃)

第22条 本基本方針の改廃は、経営企画部長が立案し、取締役会の決議による。

(施 行)

第23条 本基本方針は2015年12月11日より施行する。

改 正	2017年 4月 1日
	2018年12月14日
	2021年 6月25日
	2021年10月 1日

社外取締役の独立性に関する基準

当社の社外取締役が独立性を有しているとは判断されるには、当該社外取締役が、以下のいずれにも該当してはならない。

1. 当社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者）またはその業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）
2. 当社の主要な取引先（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結営業利益の2%以上の支払いを行っている者）またはその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他財産を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等（当該財産を得ている者が法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の団体である場合は、過去3事業年度の平均で、当該団体の連結総売上高の15%以上の財産を当社から得ている団体に所属する者であること）
4. 過去3年間において上記1から3に掲げる者
5. 当社から過去3年間の平均で年間1,000万円以上の寄付を受けている者の業務執行者
6. 次の(1)から(4)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
 - (1) 上記1から5に掲げる者
 - (2) 当社の子会社の業務執行者
 - (3) 当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - (4) 過去3年間において前(2)および(3)または当社の業務執行者に該当していた者

以上